

## 指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名

- (1) (有) ニライ建設 名護市字宇茂佐 9 1 8 - 1 0  
4 7 - 0 0 9 9 6 8 代表者 上原 啓功  
(土木C、建築D)
- (2) (有) 丸安建設 宜野座村字漢那 7 5 9  
4 7 - 0 0 1 1 0 8 代表者 屋宜 千春  
(土木A、建築B、電気B、管B、水道施設)

## 2 指名停止措置期間

平成27年10月15日 ～ 平成27年10月28日 (2週間)

## 3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての工事 (下請けを含む)

## 4 事実概要

(有) ニライ建設が受注した、北部農林水産振興センター発注の「真喜屋ダム右岸管理用道路法面災害復旧工事」において、平成27年9月8日、移動式クレーン機能付バックホウにてプレキャスト法枠ブロックを法面に設置する作業を行っていたところ、法枠ブロック設置後、バックホウのバケットが荷外し作業を担当していた下請業者 ( (有) 丸安建設 ) の作業員に接触し、肋骨及び鎖骨骨折の怪我を負った。

また、このことについて、名護労働基準監督署から (有) ニライ建設及び (有) 丸安建設へ是正勧告書及び指導票が出された。

## 5 指名停止措置理由

(有) ニライ建設は、移動式クレーン機能付バックホウで荷の吊り上げ作業を行う際に、クレーンモードに設定しないで作業を行ったことや、事前に作成すべき移動式クレーン作業計画を作成せず、移動式クレーンの運転に関する合図の定め等が不十分であったことは、安全管理の措置が不適切であったと認められる。

また、下請業者の (有) 丸安建設は車両系建設機械を用いて作業を行うときは、事前に作成した車両系建設機械作業計画に基づき安全対策を講じた上で作業を行わなければならないのに、作業計画を作成しなかったことは、安全管理の措置が不適切であったと認められる。

このような状況で発生した事故については、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第7号の措置要件に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」

別表第1第7号

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたときと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内